毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集 九州凸版印刷株式会社

八 第

令 和 元

年

曜

Ξ

Ξ

火

中の訂正……………………………………………………………………三七

示

大分県告示第百四十六号

号

月

十

七

日

H 令和元年六月十四日付け大分県報第一二号に登載の大分県告示第六十九号

) 安林)中の訂正………………………………………………………………三七

(定価 箇年 三万八千八百八十円)

(指定予定保

令和元年八月二十七日

(指定予定保

(指定予定保

局宇佐駅前 ワタナベ薬

光一六〇一八

タナベ 株式会社ワ

字佐市大字出

上田一七七

居宅療養管理指

○番地の一

導

店

局宇佐店 ワタナベ

六二一番地五 宇佐字前田一

タナベ

株式会社ワ

上田一七七

居宅療養管理指

"

○番地の一

導

薬

宇佐市大字北

局山香店

四三十二 大字野原一六 杵築市山香町

タナベ

○番地の一 上田一七七

導

居宅療養管理

指

"

株式会社ワ

宇佐市大字

ワタナベ

薬

七

ワタナベ

薬

宇佐市大字四

日市字鬼枝七

タナベ 株式会社ワ

上田一七七

居宅療養管理

局中央店

六番二

令和元年六月十一日付け大分県報第一一号に登載の大分県告示第六十六号

令和元年六月十一日付け大分県報第一一号に登載の大分県告示第六十四号

般競争入札の実施……………………………………………………………………………………………三五

安林)

採捕禁止区域におけるあさりの採捕の禁止………………………………………………三〇 公有水面埋立工事のしゅん功認可……………………………………………………………………………………八

大分海区漁業調整委員会告示

Ħ.

た。

令和元年八月二十七日

用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、

れる場合を含む。)に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作 法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとさ

介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、

次の介護機関を指定し

介護予防福祉

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項

(中国残留邦人等の

成、

福祉用具の給付、

施設介護、

九

名称

介護機関

0

所

在

地

開 設

者

所の所在地 主たる事務

・ビスの種類

指定年月

大分県知事

広

瀬

勝

貞

局上宮永店 ワタナベ薬

宮永友ノ町九

タナベ 株式会社ワ

中津市大字上

宇佐市大字

居宅療養管理

指

令

元

六

上田一七七

導

○番地の一

 示

目

次

大分県報

令和元	
年八月二	
一十七日	

大分県報 (告示)

大分県知事
八月二十七日八月二十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日三十七日
のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、分県告示第百四十九号
四番地の一枚尾の製治
Line of the second
7
宮永七六番也 木下 哲司中津市大字下
別府市上田の
所在地 開設者
令和元年八月二十七日
らサービスを廃止した旨届出があった。
定の例によることとされる場合を含む。
の自立の支援に関する法律一(『目列程書)等の日本
去휭丘卜条の二(中国銭留部人等の円骨は帚国の足態並がこki帚国)ご中国銭留部人等及「生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同 大分県告示第百四十八号
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
一九二七番地一 一カ二七番地一 一 別府市大字南立 一

令和元年八月二十七日

大分県報 (告示)

6					ž					-						
	入浴施設	類					種	111	111	3						
			-				-	-0	八	2	m ³ 月	(7	-		ì
Ŧī.	四	mg / l	量	有	含	りん		<u></u>	八八	1		ッ の 量	当 た り	— 日	水 等 の	汚
三五	1110	mg / ℓ	量	有	亲含	窒素		最大の値	通常の値	111/	単位					
八〇	八〇	mg / l	量	質	物	浮遊	の状態			動なし		的	節	の季	用	使
七〇	五〇	mg / ℓ	量	素要求	酸	化学的			約五時間	3						
110	100	mg 	量	学的酸素要求	!学的酸	生物化				_	時	使用	り の	た	当	_
五・八~八・六	五・八~八・六		度	ン 濃	イオ	水素	П		約一二時間	-	È					•
最大の値	通常の値	単 位	目			項			一九時~二四時	3						
111	二.五	m [*] 月	<i>0</i> 量	t.	E H M	0	沪 才 令			_		間	間	時	用	使
最大の値	通常の値	単 位	Ē	(2)	目 当		5 と	~二二時	六時~一〇時 一四時				Ī	È		<u>. </u>
	なし	動	的変	節	季	用 の	使用		-) 令	月	定年	予	好	月開	使
	六時間	時間	用	の使	たり	当	日日			_						Į J
	間欠	隔	間	間	時	用	使			_						: 1
	令二・一一・一	月日	年	定	始	開	使用		10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	_						-
	令二·一〇·三	月日	年	定	成予	完	工事		ţ) (2	-					育
	許可後	月日	年	定	手	着	工事		一〇五食/日		•					į.
基	洗濯容量約八㎏/基 二基	力					能		2. 房が記	数 ちゅう	**					種
	洗濯施設	類					種		í I <u>.</u>	及びか		沿	施設	ちゅう房施設	イセ	į
								別表第一第六十六号の三	政令第百八十八号)	十六年	昭和四		让法施	水質汚濁防止法施行令	水質	
五	四	mg / ℓ	量	有	る含	りん					類		特定施	置される		3
五〇	四五	mg / l	量	有	糸含	窒素						/21	御堂原	ガレリア御堂原	Ŧĭ	
1100	一六〇	mg / l	量	質	物	浮遊	1			地の一	別府市大字南立石六百六十五番地	子百六	南立石	市大字		
二二五	100	mg / l	量	※ 要 求	的酸素	化学	汚染!			良	_	特定事業場の所在地及び名称	の所在	と事業場の所 イオエギ		2
11110	1100	mg / l		素要	物化学的酸素要求量	生物化				ß	<u>.</u>	犬長奴帝殳 木株式会社関屋トラスト	に関屋ト	代式会社	杜	
五・八~八・六	五・八~八・六		度	ン濃	イオ	水素				地の一	別府市大字南立石六百六十五番地の	 子百六	南立石	市大字	別庭	
最大の値	通常の値	単位	目			項	_		住所及び名称並びにその代表者の氏名	の代表	びにそ	2名称並	所及び	申請者の住		1

三

令和元年八月二十七日
大分県報(告示)
四

使	工	工	主	棹	韩	能り	几 🧦	種	4			のり値	汚浊	等別のオ	j			汚	1	吏 -	_	使	使	工	I		能
用	事	事								ŋ	窒	浮	化	生	水	項		水等の)	11	当	用	用	事			
開始	完成	着手	再			J	理		汚水等の	ん	素	遊	学的	物化学	素イ			の 一 ロ		カー	さし		開始	完成	着手		
予	一八	一子							処理の	含	含	物	酸素	子的 酸	オ			当	Ž	季	ŋ	時	一		一手		
定	定	定	一寸			-	方		の方法	有	有	質	要	素要求	ン濃			たり		1	の 	間	定	定	定		
年	年	年	*						14	量	量	量	求量	求量	度	目		の 量		的)		間	年	年	年		
月	月	月								mg /	mg	mg	mg	mg		単	Ι,	/			诗		月	月	月		
日令	日令	日 許	法縦	+	_	-	-	類ク		l	ĺ.	l	l	l	<u>/</u>	位	2			な -	_	隔〇	日令	日令	計	-	カ 1
令二・	令二・	可後	_	I F			莫分雅舌生亐尼去	クボタ浄							五	通			通	なー	侍	時(令二・	令二・	可後	` —	+
-	0		三五	集	₹ <i>f</i>	人	百 i 生 / 号 i	伊化槽							八八~	常			常			一〇時		0			
-	三		一 加 米 横		7			K		_		五	四	=	八.	のは	二	:	のは				_	三		$\equiv \ell$	五。
			供			n³ ∕ ⊟		M S							六	値	124	[]	値			五時~				基	
			· 六〇			-		G									2	1				二四				二基	三三基
			m					Ň P							五	最			最			時				至	至
			× 高さ					$\frac{}{A}$		11	mt	ما	ı-t		八~月	大	_		大								
			三五							_	四	七	八	四	八・六	の 値	七七		値								
			五m																								
の値	状泡	汚等 染の	₹ 汚) 水					一日		排	5				の 値	状 汚態 染	等の	汚 水					汚 水		使	一 目	使
9	~ 注		化学	生物	水	項		当た			排出	大	ŋ	窒	浮	化学	生物	水		項		4	等 の		用	当	用
3	表 j	遊	пŋ	物化学	素 イ			ŋ		水	水の	腸	ん	素	遊	的	化学	素イ				-	— 日		の -	た	時
	含		酸素	的酸素要求量	オ			の 排			重及び	菌	含	含	物	酸素	的酸素	オ				1	日 当 た		季	りの	
	有		要求	系 要 _步	ン濃			出水		口	汚染	群	有	有	質	要求	酸素要求	ン濃					り の		節	使	間
H	_	畫	-+		度	目		量			量及び汚染状態の値	数	量	量	量	量	量	度	+	目			量		的変	用	間
	/	ng 1 / l	mg i	mg ∕ ℓ		/ 単 位	mi 日		単 立	名	値	個 / cmi	mg / l	mg / l	mg / l	mg / l	mg / l			単 位		㎡ / 日		単位	多動	時間	隔
		•	· ·	· ·		177.	Н	12	1/ ₂	111		CIII	· ·		_		_	五.		127.	=			17.	な		連続
					五	通		ű	重			1	四	四 五	六〇	九〇	八〇	~ 八八 ·	処理前	通	 力・ カ		処理前	通	L	四時間	統
					八~八	常	三九	乍	肯									六		常	ナ	, '		常		led.	
	九 3	EL. .	八	五.	八・六	の値	 		り 直			五〇	_	九	五	八	五	五 〈 · 八八	処理後	の 値	力	: / 	処理後	の値			
					<i>/</i> \			11	旦	排水口		以下)L	л		Д.	/ 六	. 佳後		ナ	; í	後	TIEL			
										小 口 No. 1				#	1100	<u> </u>	1100	五	. <i>Ы</i> Л.		四六] ,	<i>t</i> л.				
					五 •	最			艮			1	五.	<u>∓i.</u> ○	00	00	ŏ	〜 八八 ・	処理前	最			前丨	最			
	_ _	_ .	_	_	八~八	大の	四六	7	と									六五		大の			\dashv	大の			
					八・六	値			直			五〇	_	$\overline{\circ}$	10	10	<u> </u>	人 八 八 八	処理後	値			処理後	値			
												以 下						六	後			1	俊				

	大分県告示第百五十二号	Щ	11	量 mg / ℓ	含 有 [窒素	のり値態
		六	四	量 mg / ℓ	物質	浮遊。	1. 染
 	宇佐西部地区清水工区	六・八	三二四四	g mg	素要求	学的酸	等汚の水
名	地	===	_	量 mg / ℓ	酸素要求	物化学的	
		五・八~八・六	五・八~八・六	度	オ ン 濃 ☆	水素イ	
令和元年八月二十七日	令和元	最大の値	通常の値	単位		項	
知事に対し審査請求をすることができる。	に知事に対	三·九	三五	m³ / 日	1 7	7	-
利害関係人で異議のあるものは、	ノーなお、私	最大の値	通常の値	単位	非出	当 さ り	- -
八十七条ê互頁の見定こより、欠りよおり当亥奐也計画書の字した従覧こ共する。集落基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第	集落基盤軟	П No. 3	排水	名	口	水	排
弘法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、	土地改良法						
大分県告示第百五十一号	大分県告日		温泉+水盤排水	べき事項	考となる、	その他参	
		111, 000	三、〇〇〇以下	数 個/cm³	萬 群 **	大腸	
-九月二十七日	令和元年		_	量 mg / ℓ	含有。	りん	
検査期日		Щ	11	量 mg / ℓ	含有日	窒素	の状態
		七	五	量 mg / ℓ	物質	浮遊	汚染
令和元年八月二十七日(暦年春音杜子を写放でき	今に	七・八	三.九	量 mg / ℓ	素要求	化学的酸	等汚の水
A130) 富寺重畜倹査と実施する。 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)	よおりを	三·九	一・九	量 mg / ℓ	酸素要求	生物化学的	
大分県告示第百五十号	大分県	五・八~八・六	五・八~八・六	度	オン濃	水素イ	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		最大の値	通常の値	目 単 位	1	項	
大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所	ı	二四・六	二一・八	m [*] / 日	上 ス	7 1	- [
縦覧場所	2	最大の値	通常の値	単位	非 出 k	当 (c) ()	-]
今田立手入り二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	1	П No. 2	排水	名	口	水	排
事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所	二事前						
の他参考となるべき事項	その		浄化槽排水	べき事項	考となる	その他参	
腸 菌 群 数 個/㎡	大	五〇以下	五〇以下	数 個 cm	菌群	大腸	
ん含有量噌/ℓ	ŋ		_	量 mg / ℓ	含有。	りん	

令和元年八月二十七日

大分県報 (告示)

六五	. 杵 七 杵	及び路線名	令和元年八月二十七日	いて一般の縦覧に供する。	その関係図面は、	区域を変更する。	道路法(昭和二十七年大分県告示第百五十三号				田国東線 豊後高 一〇 豊後高 一〇		乃て距総名	道路の種類		令和元年八月二十七日	いて一般の縦覧に供する。	その関係図面は、	区域を変更する。	
□□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□	杵築市大字溝井字七番五五地先から杵築市大字船部字	区	月二十七日	に供する。			二十七年 注	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			○一番一地先まで後高田市一畑字上○八番一から			区		月二十七日	に供する。	は、令和元年		-
まで	杵築市大字溝井字野田一七番五五地先から 杵築市大字船部字船部七	間			令和元年八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置		(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 不第百五十三号				七〇一番一地先まで豊後高田市一畑字上前田一〇八番一から			間		П		ル年八月二十七		
前	A	前 後 別区域変更	大分		七日から二		5) 第十八		В	í	後 A	前 A	育谷另	负 後 刂 区域変更	大分			七日から二		
	/ 二 三 メ 四・) b	敷地の幅員	大分県知事		週間大分県·				<u> </u>	四 七 · 〇	二, 一, 七〇	こっぱいました。		敷地の幅員	大分県知事			八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置		
	· 丘 ト ル 二 、	員	広		土木建築		項の規定により、		Ö		Ö	· h		買	広			土木建築		
	七 五 メ	延	瀬		部道路促			{	八八〇		七〇六	七〇六		延	瀬			部道路促		
	・ト	長	勝		体全課に		次のように道路の		0		七〇六・〇	・ト		長	勝			体全課に		
に展図示面	は 及上 し、 び 記 関 B A	備考	貞		備え置		道 路 の			うをい	地すに係る表図	系は及上 図、び記 国関BA		備考	貞			備え置]
			田竹田線田道牧口徳						及び路線名道路の種類		令和元年八 いて一般の縦覧 その関係図面	区域を変更する。 道路法(昭和						築線	大田杵	
	竹ノ下一二六番五まで竹ノ下一二一番地先から	豊後大野市緒方町小原字	竹ノ下一二四番二地先ま豊後大野市緒方町小原字竹ノ下一二一番地先から	豊後大野市緒方町小原字	で	竹ノ下一二四番二地先ま	豊後大野市緒方町小原字竹ノ下一二一番地先から豊後大野市緒方町小原字		区間		〒八月二十七日 覧に供する。 の面は、令和元年八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置	vる。 『和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 %百五十四号	•••••••	六四六番一まで	午廃庁大字5年字5日一七番五四地先から	杵築市大字船部字船部七	プロプ者一つで	六四六番一まご 杵築市大字溝井字野田一	七番五四地先から	材美工 121 拼音4 拼音 ——
	В	後	A				前 ——— A	-	前 後 別区域変更	大	日から	第十	}		後 B				В	
=									別 更 敷 地	大分県知事	二週間	八 条 第 一	\ \ \					,		
三八・一	〜 九 五 · 三 三		 六四・-			<u>分</u> <u>九</u> •	六・ニャートル		地の幅員	一方	人分県 土木母	項の規定に		- - -	一二六・五			二 二 五 五	一二六・五	
	1 1110		<u>一</u> 四				一 四 メ 七 l		延	瀬	英樂部道路 5	より、次の	~~~		二、三〇五・〇			-		
	1110.0		四 七 • 〇				・・・ト		長	勝	保全課に	次のように道路の			£ī. О					
			う。をい	地の区	ける数に表示	係図面	は 及 上 、び 記 関 B A		備考	貞	備え置	道 路 の					•	う。 ら を い	地の区	」) ·

		区域変更	種類	道路の種		一 八 五		市前津江町柚木字宮尾七匹一番	—————————————————————————————————————	
勝貞	広瀬	大分県知事	令和元年八月二十七日 大分 ₁	一三五・〇		五・三七・二	前	江町柚木字宮尾七三二番	一先 田	
昭全課に備え置	土木建築部道路	週間大分県·	て一般の縦覧に供する。その関係図面は、令和元年八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置近を図ります。	五〇・〇 その間		- - - - - - - - - - - - - -	後	三まで一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	日田市前津	
次のように道路の		余第一項の5	区域を変更する。 「道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 大分県告示第百五十七号	○ ○ 조 大	一 五	〈 六 四二 五	前	(から) 江町柚木字宇久米ノ六六	一日番田	田線朝田日
	***************************************	~~~	•						番	
一 八 ·	三四 分· 九一 ·	後		·	三九〇	二六 六 六 六 〇	後	市前津江町柚木字神杉野六八三ら市前津江町柚木字神杉野七〇三	日田市前津江	
一 八 . 0	三三・八九・一	前		三九○・○		 九・五八五五	前	び紅町柚木字神杉野六	番三地先まで	
	>九・○			/ 	メ	メートル		江町柚木字神杉野七〇三	日田市前津	
三九〇・〇	二七	後		長取線	延	敷地の幅員	前 後 別区域変更	固		道路の種類
三九〇・〇	- C・ ・ 九・ 〇	前	二地先から 日田市大字鶴河内字小渕四六三八番	県道大館	勝	広瀬	大分県知事	大分		
メートル	メートル							Ĭ	令和元年八月二十七日	
延長	敷地の幅員	前後 別	区間	2備え置 道路の種類	路保全課に	元十十建築部道	週間大分回	する。 令和元年八月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置	に 供 、	いて一般の縦覧に供その関係図面は、
勝貞	広瀬	大分県知事	大分	道路の	沙のように道路の		第	見する。	、野利二十七年	三域を変更する。
		<u>.</u>	令和元年八月二十七日いて一般の縦覧に供する。	γ,	χ ⁽) ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;	(等一頁()	L(41-69-11-1, 1-27) 59-1-1	「全角を全角では、1951年大分県告示第百五十五号 	大分県告示
保全課に購え置	土木建築部道路	週間大分県-	その関係図面は、令和元年八月二十七日から二週間大分県土木建築邹道路保全課に備え置区域を変更する。		七六・〇	五二、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	- 〇七・ 九・			
火のように道路の	(**第一項のE	道路去(昭和二十七年去聿第百八十号)第十八条第一項の規定により、大分県告示第百五十六号			-, -,	三八五・	で 後	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	千穂線
三五	\$ = =	後	一地先まで			- <u>`</u>	· 元	○○番地先から 前 A	- 学畑下六○ - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	県道緒方高

1	t	

東経一三一度五一分五七秒九〇三六)から三一〇

	内線	県道山香院	及び路線名
	番三まで 審二から 番二から で佐市安心院町笹ケ平字垣内二一九	番二まで 等佐市安心院町笹ケ平字垣内二一九 等佐市安心院町笹ケ平字屋敷三四六	区間
	後	前	前後別
		一 八 八 八 八 ト ル	敷地の幅員
	三五	三	延
	三五 〇 · 五	五 メ 〇 · ト 五 ル	長
) 対 う	ち と へ ほ 点 点 点 と へ ほ に	に は ろ . 点 点 点 . は ろ い ラ	度 緯三

大分県告示第百五十八号

公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二十二条第一項の規定により、次のとおり

令和元年八月二十七日

広 瀬

貞

大分県知事

勝

令和元年七月三十一日

しゅん功認可の年月日

しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番 一号

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域及び第二区域

大分県津久見市徳浦宮町四六〇番地七から同市徳浦宮町四六三番地を経て同市徳浦

宮町四七二番地四に至る間の地先公有水面

第三区域

大分県津久見市徳浦宮町二三六四番地三の地先公有水面

2

第一区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

大分県津久見市大字下青江三ツ石四七二番の国土地理院水晶山三等三角点 北

√分一六秒一、二○八・一七メートルの地点

三度四分五九秒六二一八、

,点から二九度五一分四秒四・二一メートルの地点

つ点から三一四度五七分四五秒一四・○三メートルの地点

は点から三○○度三四分四九秒六・二二メートルの地点

に点から二九七度九分二三秒一四・九四メートルの地点

は点から二○三度五五分二秒○・五一メートルの地点

へ点から三○○度一七分五○秒五・二四メートルの地点

こ点から二九八度三三分四六秒七・三六メートルの地点

ち点から二九七度三〇分二六秒五〇・五三メートルの地点

り点から二九七度四七分一八秒八・六五メートルの地点

る点 ぬ点から二三七度三八分二五秒六九・六四メートルの地点

を点 る点から一○六度四八分三○秒七・四一メートルの地点

わ点 を点から五七度二七分四二秒五七・四五メートルの地点

か点 わ点から一一八度一三分三八秒四・六四メートルの地点

い点 よ点から一一八度一八分一六秒九九・六メートルの地点 か点から五七度三八分四五秒一・七七メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

た点 大分県津久見市大字下青江三ツ石四七二番の国土地理院水晶山三等三角点 宨

緯三三度四分五九秒六二一八、東経一三一度五一分五七秒九○三六)から三一○

一分一三秒一、二〇七・九一メートルの地点

よ点 い点 い点から二九八度一八分一六秒九九・六メートルの地点 た点から二九度五三分五八秒一・四五メートルの地点

か点 よ点から二三七度三六分四一秒一・七七メートルの地点

た点 か点から一一八度一五分〇三秒一〇〇・四三メートルの地点

第三区域

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた区域

れ点 大分県津久見市大字下青江三ツ石四七二番の国土地理院水晶山三等三角点

緯三三度四分五九秒六二一八、東経一三一度五一分五七秒九〇三六)から三〇六

度五五分一五秒一、二二四・四三メートルの地点

れ点から三○三度二六分一○秒九○・二五メートルの地点

称 域 指 の 名 名 川 上 岐部 大河内]]] (4) 上岐部 区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。 Ŧī. 兀 十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 大分県告示第百五十九号 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五 平成二十四年十一月十二日指令港第四号 閲覧の場所 埋立ての免許の年月日及び番号 令和元年八月二十七日 平成二十二年十一月二日指令港第九五〇号 大分県土木建築部港湾課及び臼杵土木事務所並びに津久見市役所 面積 な点 れ点 ね点 つ点 岐 国 国 東 市 岐 国 国 部 見 東 町 市 所在地 国東市 六三三・七六平方メートル な点から三三度二四分四四秒三・七四メートルの地点 ね点から一二三度二四分四三秒九二・四五メートルの地点 つ点から二二二度四六分二秒一・三八メートルの地点 そ点から二五二度四一分五二秒三・一二メートルの地点 災害特別警戒区域及び土砂 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 指定の区分 土石流 土石流 土石流 象の種 自然現 となる 生原因 害の発 土砂災 類 別図の 表 区域の 別図の 別図の とおり とおり 大分県知事 法律施行令(平成十三 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 定める事項 年政令第八十四号)で 止対策の推進に関する 等における土砂災害防 する土砂災害警戒区域 法第九条第二項に規定 広 瀬 する。 置いて縦覧に供 省略し、国東土 木事務所に備え (「別図」は、 土砂災害警戒 勝 備 考 貞 櫛海谷 川向鍛治 ② 浜 陰 川 Ш 川 治郎田 作道川 浜陰川 浜手川]]] ② 畠川① 畠川② 3 鬼籠 国東市 岐 国 見 町 国東市 鬼題軍軍 岩戸寺 浜 国 国 東 市 浜 国 国 東 東 町 市 櫛海 岩戸寺 国東市 国東市 国見町 国東市 櫛海 国見町 国見町 国東市 櫛海 国見町 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 土砂災害警戒 区域 区域 土砂災害警戒 区域 区域 土砂災害警戒 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土 石流 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり

大分県報

(告示)

大分県報	
(告示)	

令和元年八月二十七日

		② 国東町 区域及び土砂 国東市 土砂災害警戒		①(D) 国東町 区域及び土砂 重東町 工域及び土砂	①(C) 国東町 区域及び土砂 岩戸寺 災害特別警戒 区域及び土砂		①B 国東町 区域及び土砂 当東町 区域及び土砂	岩戸寺	①(A) 国東町 区域 目東市 土砂災害警戒	来浦 災害特別警戒	① 国東町 区域及び土砂 出東市 土砂災害警戒	来浦 区域		川 国東町 区域及び土砂比沙門 国東市 土砂災害警戒		 岩戸寺 災害時別警戒 写東町 区域及び土砂 大砂災害警戒	ļ
		土石流		土石流	土石流	_	土石流		土石流		土石流		土石流	土石流		土石流	
		と別 りの		と別めの	と 別 お 図 の		と 別 お 図 り の		と別 りの		と別 りの	とおり	別 図 の	と別図の		と 別 り の	
		別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	
	(B) 櫛 海 ①		(A) 櫛 海 ①	(B)	雲 崎 ①	(三)	(B)	宮ノ尻		(A) 宮 ノ 尻		④ 作 (B) 川	④ 代 (A) 道 川	<u> </u>	作道川		
ŀ	国東市	櫛海	国東市	鬼題見町	国 鬼国 龍 別市	国東市	鬼国龍町	国東市	鬼籠	国東市	岩戸寺	国東市	岩国国	_		岩耳	
	区域及び土砂土砂災害警戒	区域災害特別警戒	区域及び土砂土砂災害警戒	区域	土 区域 災害特別 変元 1 元 1	土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	土砂災害警戒	災害特別警戒	区域及び土砂土砂災害警戒	災害特別警戒	区域及び土砂土砂災害警戒	区域系统	区域	土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 ひ土砂	ことがころ
	地 急の 傾崩 斜	壊	地 急の 傾崩 斜	壊 地の崩	急 壊 地 傾 の 斜 崩	急傾斜	壊 地 の 崩	急傾斜	壊	地 急 傾 斜		土石流	士 石 济	i i	土石流		7
	と 別 お り の		と 別 お り の	とおり	別 図 の り	別の	とおり	別図の		と 別 図 の		と 別 図 の	と別 お り の] と] お り り	別図の	とおり	3 6
	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	男 図 の と ま り]	別図のとおり		5

(A) 櫛 海 ② 申坊 寺追 向カジ 向畑 大浜 友安 海(2) 岩 国 東 東 市 市 市 櫛 国 国 海 見 東 町 市 来国国東市 岩戸東町 国東市 岩戸東町 国東市 岩戸東町 国東市 浜 国 国 見 東 市 伊国 国東市 櫛海 東市 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 区域 災害特別警戒 災害特別警戒 区域 区域 区域 区域 区域 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 壊地の崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地の崩 壊地の崩 壊 地 急 の 崩 崩 地の崩 急傾斜 急傾斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 急傾斜 急傾斜 壊 壊 とおりの 別図の 別図の とおり とおり 別図の とおり とおり とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の 別図の 図の 別図 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 令和元年八月二十七日 のとおり **種**田 (C) 櫛 海 ② 浜手② 浜手① 松原 川西2 川西① 横須 浜手③ (B) 大分県報 国東市 櫛 国 国 海 見 東 町 市 伊 国 見 町 国見町 国東市 櫛海 国見町 国東市 伊美 見町 国東市 国東市 伊 国美 則 国東市 櫛 国 国 海 見 東 町 市 櫛 国 国 海 見 東 市 櫛 国 見 町 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 (告示) 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 災害特別警戒区域及び土砂 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 区域 区域 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊地急の傾崩斜 壊 地 急 の 崩 斜 壊 地 急 の 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地の崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 急傾斜 とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとお 別図のとお 別図のとお 別図のとおり 別図のとおり

払

大分県報	
(告示)	

② 治 郎 田

浜 ①

② 中 岐 部

ш	ш		711		•		Ŀ				ш	HI		
国東市	中国国用東市	東堅来	国国東市	伊美	B 国 東 町 市	岩戸寺	国国東市		浜 国 国 東 市	浜 国国東市	岐 国 国 国 東 市	岐 国 国 部 見 東 町 市	櫛 国 海 見 町	
土砂災害警戒	工砂災害警戒	区域災害特別警戒	三世界の大学では、一生砂災害警戒	区域災害特別警戒	と 三域及び土砂 土砂災害警戒	区域災害特別警戒	区域及び土砂土砂災害警戒	区域	災害特別警戒び域及び土砂工砂災害警戒	区域 災害特別警戒 び土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 び主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 び域及び土砂	
土石流	土石流		土石流	埐	地の解	壊	地の解解		壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 崩 斜	壊地の崩	
別図の	と 別 お 図 り の		とおりの		とおりの		と別の		と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お り の	とおり	
別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		令和元年八月二十七日
(A)	来	② 奥畑	(① 奥畑		鳴川	ЛI . (5)	上中	金湧川	川 堂 ① ノ	川上 ③中	川上 ②中) (Î)	
国東町	国 東	国東町	東堅	国東町	東堅	国東市	中国用東町	田	成東市	成 国 国 成 東 市	中国東市町市	中国東市	中国田東町	大分県報
町区域及び土砂	_		来災害特別警戒		来災害特別警戒		区域		町 区域 上砂災害警戒	町 区域及び土砂 災害特別警戒 区域		町 区域及び土砂 災害特別警戒	町 区域 災害特別警戒	
:	土 石 流	土石流		土石流		土石流	:	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		
とおり	引 図 の	とおりの		とおりの		とおりの	とおり	別図の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	とおり	
	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	Í	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		
	'				•		•							

川下 ②中 田

稲荷川

川 西 ③

作道①

浜②

上中田

川 ③ ② 後 川 ② 没 後 川岩ノ後 (B) 富 来 川 川 堂 ② ノ 下 中谷川 影山川 床波川 京乱川 成 国 国 仏 東 東 市 成 国 国 仏 東 東 市 成 国 国 仏 東 東 町 市 成 国 国 仏 東 市 成国国 国東市 成 国 国 東 市 成国国 国東市 富国国 来東市 国東市 富来 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 土砂災害警戒 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 災害特別警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 別図の 別図の 別図の 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり とおり とおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 令和元年八月二十七日 ③ 床 波川 ① 床 波川 ⑤ 床 波川 畑 (A) 中受 塩屋① 川 上 ⑥ 中 田 4 ナル (B) 大分県報 東国国東東市市 国東市 東国国東東町市 東国国東東町市 中国 東町 東国東東町市 国東市 成国 東町 国東市 成国 東町 成 国 国 仏 東 市 成国 東町 国東市 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 (告示) 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊 地 急 の 解 斜 壊 地 急 の 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 土石流 急傾斜 土石流 土石流 土石流 とおり 別図の 别 とおり 図の 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり Ξ

大分県報
(告示)

	令和元年八月二十七日		大分県報	(告示)				
とおり			成 仏	区域 災害特別警戒	壊			
と 別 お 図 り の	別図のとおり	割尾①	成国国仏東市	区域 災害特別警戒 び土砂災害警戒	壊 地 急 の 傾 崩 斜	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
と 別 お 図 り の	別図のとおり	床波①	成国国化東市	災害特別警戒 区域及び土砂 上砂災害警戒	壊 地 急 の 傾 崩 斜	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
と 別 お 図 り の	別図のとおり	小 坪 (A)	中国国 田東東町市	と 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	痩地 急 の 傾 崩 斜	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
別図の	別図のとおり			区域				
別 図 の り	の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	小 坪 (B)	中国国田東市	区域 災害特別警戒 足域及び土砂 主砂災害警戒	壊 地 急 の 傾 崩 斜	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
と 5 お [り c		小 坪 (C)	中国国田東東町市	土砂災害警戒 災害特別警戒 災害等戒	壊 地 急 の 傾 崩 斜	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
と 別 お 図 り の	別図のとおり	① 堂 ノ 下	成国国仏東市	() 区域 と域及び土砂 変素 特別警戒	壊地急の傾崩斜	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
と 別 お 図 り の	別図のとおり	愛染①	成国国仏東市	災害特別警戒 と域及び土砂 と は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	壊地急の傾崩斜	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
別図の	別図のとおり			区域				
と お り		奥畑	東国国軍東軍市	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	壊 地 急 の 傾 崩 斜	と 別 お 図 り の	別図のとおり	
とおり	5 6 6 3 1	中 畑 (A)	国東市	土砂災害警戒	急傾斜	別図の	別図のとおり	

(A) 文 殊 川

成 国 国 年 市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

区域

文殊川

国東町市

| 土砂災害警戒

地の崩

(B)

(B) 宮 ノ 本

成 国 国 仏 東 市

区域 災害特別警戒 区域及び土砂

壊 地 急 の 傾 崩 斜

(A) 宮 ノ 本

成 国 国 仏 東 市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

区域

宮ノ後

富国国来 東市

災害特別警戒 と域及び土砂 主砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

区域

友僧①

富国国来 東市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

区域

庄司

富国国来 東市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

区域

 \square ブ坪

東国国東東町市

区域 生砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

糀畑

東堅東町

区域

壊地の崩

東国国東東町市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

区域

② 堂 (B) ノ 下 ② (A) ノ 下 富来(B) 割尾② 塩屋② 友僧② 富来(A) (B) 成 国 国 仏 東 市 成国国 国東市 成 国 国 仏 東 市 東国 国東市 富国国 来東市 富国国来 東市 富国国 来東市 東国 国東市 東堅来町 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 区域 区域 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 区域 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊 地 急 の 傾 崩 斜 地の崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地の崩 急傾斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 壊 地 の 崩 とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり とおり 別図の 別図の とおり 別図の とおり 別図の 別図の とおり とおり 別図 別図 別図 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 令和元年八月二十七日 [のとおり のとおり のとおり (A) 愛 染 ⑤ (B) 京 乱 ③ (A) 京 乱 ③ (B) 京 乱 ② (A) 京 乱 ② 愛染4 愛染③ 京乱① 床波② 大分県報 成国国化東市 成 国 国 仏 東 東 町 市 成 国 国 仏 東 東 町 市 成国 東町 国東市 成国 東町 国東市 成国 東町 国東市 成国国 国東市 成国 東町 国東市 成 国東町 国東市 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 (告示) 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域 区域 土砂災害警戒 区域 区域 災害特別警戒 区域 土砂災害警戒 区域 区域及び土砂 土砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊 地 急 の 崩 崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地の崩 壊 地 急 の 崩 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 急傾斜 とおり とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり Ŧī.

中畑

大分県報

令和元年八月二十七日	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
		川 内 川	丸 下川 治郎	① 当官川		② 当官川	広 石 川	川三郎丸	尾 <u>迫</u>	尾 迫 ②	下岐部
大分県報	岐部	治国国 郎東 丸町市	治 国 東 東 市	三武国井蔵東		三武萬東市	志 武 国和 献 市	下 安 国 山町 市	岐 国 国 部 見 東 町 市	岐 国 国 郎 市	国東市
(告示)	区域災害特別警戒	び 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	災害特別警戒 災害警戒	災害特別警戒と対象の	区域	区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	土砂災害警戒
		土石流	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	急傾斜
		と 別 図 の	と お り の	と 別 り の		とおりの	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	別の
		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
_ _ _ _				,	•						

① 下 中 田

中国国用東市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

区域

上中田

中国国用東東町市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおり

別図の

区域

(C) 愛 染 ⑤

成 国 国 仏 東 東 町 市

災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおりの

区域

愛染⑤

区域

(B)

成 国 国 仏 東 東 町 市

災害特別警戒 と域及び土砂 主砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおり 別図の

区域

愛染⑥

成 国 国 仏 東 市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

とおり 別図の

区域

川小江支

岐 国 国 部 見 東 町 市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

とおり 別図の

土石流

区域

下中田

2

中国国用東東町市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

壊 地 急 の 傾 崩 斜

と 別 図 の

区域

尾迫川

国 東 市

| 土砂災害警戒

土石流

とおりの

2

川下山岐部

岐 国 国 ヨ 見 東 町 市

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

土石流

別図の

とおり

区域

谷ユバノ ② **ゆ** の 浦 ① 啝 (B) の 浦 ① 啝 (A) の 浦 -寺追① 広重② 広重① 宮西 面木 岐 国 国 東 町 市 治 国 国 東 東 市 岐 国 国 東 東 市 岐 国 国 東 市 岐 国 国 部 見 東 町 市 岐 国 国 東 市 岐 国 国 東 市 国東町 市 岐部 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 区域 区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 地の崩 地の傾斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地の崩 壊 地 急 の 崩 崩 急傾斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 地の崩 地の崩 壊 急傾斜 壊 壊 壊 とおりの とおりの 別図の とおり と 別 り の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 令和元年八月二十七日 京田 中台 向田 下組 当官 平尾 宮東 2 三郎丸 1 三郎丸 大分県報 下山口 安岐町 国東市 治郎 東町 安岐町 市 国東市 下山口 田町 国東市 下 安 国 山 町 市 下山 口 町 下山口 安岐町 国東市 三井寺 武蔵町 国東市 国東市 治 国 東 東 町 市 治郎丸 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 (告示) 区域及び土砂土砂災害警戒 区域 区域 区域 災害特別警戒 区域 区域 区域 区域 区域 災害特別警戒 区域 区域及び土砂 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 斜 壊 地の崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 地の崩 急傾斜 壊 とおり とおり とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図の 別図の 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとお 別図のとおり 別図のとおり 七

1
△
分
Ħ

小垣	(A) 小 垣	ケ	·	ケ	茅 ① 入 原 (D) 小 野	① 入 (C) 小	① 入 (B) 小	① 入 (A) 小	
5 玖 上 珠郡	(5) 大字野						野 大 九 重 町 上 後 で	野大九重郡	下山
	野 災害特別警戒 土砂災害警戒						後 災害特別警戒 区域及び土砂 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	後 災害特別警戒 区域及び土砂 に対して、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	区域区域
	壊 地 急 の 傾 崩 斜					壊 地 急	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊
別図の	と お り の	と別お図	とお		別と別図お図	」 と別 」 お図	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	
別図のとおり	別図のとおり	別図 の と おり		別図の の と と お り	別図 図ののののののとと とと おお おり り	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	令和元年八月二十七日
							する。	置いて縦覧に供 木事務所に備え 水事務所に備え	
	(B) 奥 野	(A) 奥 野 ②	奥 野	前 (3)	(B) 前 辻 ②	(A) 前 辻 ②	前辻①	五分市	(B)
田大字右		田 大 九 玖 字 重 郡	田 大 大 重 町 右 町	木 大 九 珠 松 野郡	木大九玖字重珠松町郡				大分県報
区域 災害特別警戒	区域及び土砂	区域 災害特別警戒 災害特別警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 災害警戒	区域 災害特別警戒 災害特別警戒	区域 災害特別警戒 災害特別警戒	区域及び土砂 災害特別警戒 アンサイン (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	火害特別警戒 災害警戒 災害警戒	(告示) (医域及び土砂 (医域及び土砂
	地の解斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 崩 崩	壊 地 急 の 崩 斜	壊地急 の傾 崩斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊地急の傾崩斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊地の崩
	とおりの	と 別 お 図 り の	と 別 り の	と 別 り の	と 別 お り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	とおり
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
1									

入小野 原巾ノ木 (E) 奥 野 (D) 奥 野 原 ③ 木 木 原 ② (B) 木 原 ② (A) 木 奥野② 小垣 大 九 玖 珠 野 郡 田大九玖字重珠 大 九 玖 珠 古 町 郡 大 九 玖 字 重 町 石 大 九 玖 珠 右 町 郡 大 大 重 町 郡 大 九 玖 珠 右 町 郡 大 九 玖 字 町 郡 九重町 珠郡 田 田 田 田 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 災害特別警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域 区域 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 地の崩斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 地の崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地の崩 急傾斜 壊 壊 別図の とおり とおり 別図の とおり とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり とおり 別図の 別図の とおり 別図の 別図の 別図 別図 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 令和元年八月二十七日 のとおり のとおり 2 日 号 迫 川 野川 労原小 川 見良津 ② 甲 野 川 ① 中 野 川 ① 野 倉川 越道川 下右田 寺小野 Ш 大分県報 九重町 九 珠郡 九重町 玖珠郡 九 玖 珠 郡 九 重 町 大字松 九重町 玖珠郡 大字後 野上 大字後 大字右 九重町 玖珠郡 大字松 大字松 九重町 玖珠郡 野上 大字後 九重町 玖珠郡 野上 大字松 木 田 木 上 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 (告示) 区域及び土砂 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊 地 急 の 傾 崩 斜 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土 土 岩流 石流 とおりの とおり 別図の 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり とおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとお 別図のとおり 九

(C)

2

区域及び土砂災害特別警戒 医域及び土砂 区域及び土砂災害警戒 医域及び土砂 区域及び土砂 地の領針 上砂災害警戒 壊の崩斜 以害特別警戒 壊の崩斜

(A) 尾 本 3 (C) 尾 本 ① (B) 尾 本 ① (A) 尾 本 ① 尾本② 川 上 ② 丸塚② 丸塚① 丸塚③ 大 九 玖 珠 野 郡 大 九 玖 珠 野 郡 九重町 九重町郡 大 九 玖 珠 郡 大 九 玖 字 重 町 郡 大 力 玖 珠 野 町 郡 大字野 九珠郡 大 九 玖 珠 野 町 郡 大字松 大字松 上 木 上 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 区域及び土砂土砂災害警戒 区域 区域 区域 災害特別警戒 区域 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地の崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊地の崩 地の崩 地の傾斜 地 の 崩 斜 急傾斜 急傾斜 壊 壊 壊 とおりの とおり とおり とおり とおり 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図の 別図の 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 令和元年八月二十七日 のとおり 川 1 号 谷 2 小 号 園 川 小園川 (B) 尾 本 3 1 川 号 川 3 号底 (B) 川 中村(B) 中 村 (A) 1 号 3 川 号 底 (A) 川 大分県報 九重町 大 九 玖 字 町 郡 九 玖 珠郡 九 玖 珠郡 大 九 玖 字 重 町 郡 大字町 大字菅 九 重町 大字菅 九重町 玖珠郡 大字田 九重町 玖珠郡 大字野 大字菅 大字野 田 原 原 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 (告示) 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 災害特別警戒 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊 地 急 の 崩 斜 壊 地 急 の 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 土石流 土石流 土石流 土 土. 土. 石流 石流 石流 とおり 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり とおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとお

大分県報
(告示)

令和元年八月二十七日

	別図のとおり	別図の	急傾斜	土砂災害警戒	玖珠郡	小 園 ①			とおり	地の崩	区域及び土砂	九重町	
				域				別図のとおり	別図の	急傾斜	土砂災害警戒	玖珠郡	川底⑥
	別図のとおり	と 別 お 図 り の	壊 地 急 の 傾 崩 斜	立成 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	大九 玖 字重町郡	小 園 ②	l		とおり	壊地の崩	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	原 大 重 菅 町	
				域				別図のとおり	別図の	急傾斜	土砂災害警戒	玖珠郡	川 (<u>4</u>)
		ا ئ ا	壊 増	災害特別警戒	大字町	(F				埻	区域等別警刑	原力管	
	別図のとおり	: 別 : 図) の		工成及が上沙上砂災害警戒		3) 小園			とおり	痩地 が 崩っ	区域及び土砂	九五年	j (
				区域				別図のとおり	別図の	急傾斜	土砂災害警戒	玖珠郡	川 底 5
				災害特別警戒								治	
	別図のとおり	とおりの	地 急 傾 斜	区域及び土砂土砂災害警戒	九珠郡	(A) 小 園 3			とおり	壊 地の崩	区域	大字引	
				域				別図のとおり	別図の	急傾斜	土砂災害警戒	玖珠郡	川 西 (B)
				災害特別警戒							区域	治	
		とおり	地の崩	区域及び土砂	九重町					壊	災害特別警戒	大字引	
	別図のとおり	別図の		土砂災害警戒		河 内 (B)		[2 0 2	とおり	地の崩	区域及び土砂	九五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	1
				区域				別図のよおり	別図り	急須料	上少災害警戍	久 朱	[] 西 A)
			壊	災害特別警戒	大字町						区域	野	
		とおり		区域及び土砂						壊	災害特別警戒	大字粟	
_	別図のとおり	別図の		土砂災害警戒		河 内 (A)			とおり	地の崩	区域及び土砂	九重町	<u> </u>
				区域				別図のとおり	別図の	急傾斜	土砂災害警戒	玖 珠郡	栗 野 B)
				災害特別警戒							区域	野	
		とおり	地の崩	区域及び土砂	九重町					壊	災害特別警戒	大字粟	
	別図のとおり	別図の		土砂災害警戒		菅原②		5	とおり	地の崩	区域及び土砂	九重町	<u> </u>
				区域				別図のとおり	別図の	急	土沙災害警戒		栗 野 A)
				災害特別警戒							区域		
	男 ジ の と す り	とおり	地の崩	区域及び土砂	九重町	官原			t I		災害特別警戒		JI Z
	可 (3) (3) (3)			上少沒唇紊艾	_	亨瓦		別図のとおり	:別 :図)	土石流	土砂災害警戒	玖珠郡	小平谷
				災害特別警戒	大字菅						区域	上	
		とおり	地	区域及び土砂							災害特別警戒	大字野	
_	別図のとおり	別図の		土砂災害警戒		川 (③			とおり	- - - - -	区域及び土砂	九五重町	川/3 号
				区域				別図のとおり	別図の	土石流	土砂災害警戒	玖珠郡	小平谷
			壊	災害特別警戒	大字菅						区域	上	

大 九 重 野 郡 大 玖 珠 字 珠 郡 室 大 玖 玖 字 珠 珠 岩 町 郡 大 玖 珠 字 珠 郡 出大玖玖 生字珠珠 日町郡 大 玖 珠 野 野 郡 上 大 九 玖 字 重 珠 野 町 郡 大字町 玖珠郡 下 浦 田 上 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 区域 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 区域 区域 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 地の崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 とおりの 別図の とおり とおり と 別 り の 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図 別図 別図 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 令和元年八月二十七日 のとおり のとおり のとおり ② 坂 の 上 (C) 米 山 ② (B) 米 山 ② (A) 米 山 ② ② 相 の 迫 (A) 米 山 川 高橋② 高橋③ 大分県報 大 玖 玖 字 珠 珠 戸 町 郡 大字 岩 町 大字山 玖珠町 大 玖 珠 字 町 郡 玖珠郡 大 玖 玖 字 昳 郡 大 玖 珠 字 町 郡 玖珠郡 大 字 戸 町 玖珠郡 玖珠郡 大字岩 畑 畑 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 (告示) 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 区域 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 斜 壊 地 急 の 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 土 石流 別図の とおり 別図の とおり とおり 別図の 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり \equiv

車谷

滝下

高橋①

② 小 平 谷

米山①

① 小 平 谷

(B) 小 園 ①

(A)

大字町

災害特別警戒区域及び土砂

壊 地 の 崩

とおり

① 相 の 迫

大 字 岩 町 玖珠郡

災害特別警戒区域及び土砂

壊 地 急 の 崩 崩 斜

とおり 別図の

別図のとおり

土砂災害警戒

区域

田

区域

別図

のとおり

① 坂 ノ 上

大分
刀県報
(告示)

令和元年八月二十七日

中①	(В) Ці ф (1)	(A) Ш ф 1	(B) 田 の 平	原東小清	大野原	天道	支奈川川	2 宇 号戸 (B) 川	
玖珠郡	畑 大 玖 珠 戸 町 郡	畑 大 玖 珠 戸 町 郡	畑 大 玖 玖 字 珠 珠 戸 町 郡	日大玖玖市字珠珠四町郡	日 大 玖 玖 市 字 珠 珠 四 町 郡	日大玖玖市字珠郡	出 大 玖 玖 生 字 珠 珠 日 町 郡	出大玖玖 生字珠珠 日町郡	出大生子日
土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒							
急傾斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	土石流	土石流	
別図の	と 別 お り の	と 別 お 図 り の	と お り の	とおり	と 別 お 図 り の				
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

2 号戸 (A) 川

玖 珠 町 郡

区域 生砂災害警戒

土石流

とおりの

別図のとおり

川支川

後 大 玖 玖 字 珠 珠 古 町 郡

区域

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

土石流

別図の

別図のとおり

とおり

1 号 高野谷

川 立 羽 田

後 大 玖 玖 字 珠 珠 古 町 郡

区域

災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒

土石流

別図の

別図のとおり

とおり

川2号

大 玖 玖 珠 珠 明 郡

災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒

土石流

とおりの

別図のとおり

区域

川田能原

大 玖 玖 字 珠 郡

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

土石流

とおりの

別図のとおり

宇戸川

下

区域

出大玖玖 生字珠珠 日町郡

区域

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

土石流

とおりの

別図のとおり

早水川

大 玖 玖 字 珠 珠 山 町 郡

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

土石流

別図の

別図のとおり

とおり

区域

米山川

畑

区域

(B)

大 玖 玖 字 野 町 郡

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

土石流

とおりの

別図のとおり

高橋川

畑

区域

室 大 玖 玖 字 珠 珠 岩 町 郡

区域

災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒

とおりの

土石流

別図のとおり

(B) 内 匠 ① (A) 内 匠 ① 立羽田 の村 の村 の村 の村 の村 大 玖 珠 珠 郡 田大玖玖字珠珠太町郡 後 大 玖 玖 字 珠 珠 古 町 郡 大 玖 珠 字 町 郡 大 玖 玖 字 珠 郡 畑 大 玖 玖 字 珠 珠 戸 町 郡 大 玖 珠 字 珠 郡 畑 大 玖 玖 字 珠 珠 戸 町 郡 田 畑 畑 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 害特別警戒区 区域び土砂災 害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 区域び土砂災生警戒 区域 区域 区域 区域 害特別警戒区 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 区域 土砂災害警戒 域 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 別図の 別図の とおりの とおり とおり 別図の とおり とおり 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図の とおり 別図 別図 別図 別図 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 令和元年八月二十七日 のとおり のとおり のとおり のとおり ② 立 (D) 羽 田 ② 立 (C) 羽 田 ② 立 (B) 羽 田 ② 立 (A) 羽 田 内匠⑤ 内匠④ 内匠③ 内匠② 大分県報 大字太 玖珠町 大字太 大字

太 大 玖 玖 字 珠 郡 大字古 大 玖 玖 字 珠 郡 玖珠郡 玖珠郡 玖珠郡 大 玖 珠 字 町 郡 玖珠郡 大 玖 珠 字 町 郡 出生 田 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 (告示) 災害特別警戒区域及び土砂 区域 区域 区域 区域 災害特別警戒 区域 区域 区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 解 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 とおり 別図の 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとお 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 五五

1

(E) 市

(D) 市

(C) 市

(B) 市

(A) 市

(C)

大字戸

災害特別警戒区域及び土砂

壊 地 の 崩

とおり

字戸②

土砂災害警戒

大 字 日 町 玖珠郡

災害特別警戒区域及び土砂

壊 地 急 の 崩 崩 斜

とおり 別図の

別図のとおり

畑

区域

大
分県報

② 谷 川 内

字戸3

① 谷 川 内

2		0		/乐			炋		(e	9		4			<u> </u>			ГJ			L a		
玖珠郡	田 大 玖 字 珠 太 町	玖珠郡	日 大 玖 市 字 珠 四 町	玖珠郡	日大市字四	玖珠町	玖珠郡	出 大 生 字 日	玖珠町	久 朱 郡	出大 5 年 7 日 町	、 玖珠 那	出生	大字 玛	、 玖 珠 郡	出生	大字日	玖 玖 珠 郡	出生	大字日	次 珠 珠 郡	田	
土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	土砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂	土砂災害警戒	区域災害特別警戒	区域及び土砂	土砂災害警戒	災害特別警戒	区域及び土砂	上少災害警戍	区域 災害特別警戒 ひ土砂	立成長が二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	区域	災害特別警戒 区域及ひ土砂	土砂災害警戒	区域	災害時別警戒	土砂災害警戒	区域	災害特別警戒	土砂災害警戒	区域	
急傾斜	壊 地の崩		壊 地の崩	急傾斜	壊	地の崩	急傾斜	壊	地の崩	急須料	壊 地	急傾斜	-	壊地の崩	急傾斜	}	裏ょり	地領の斜	,	壊り	急傾斜		
別図の	とおり	別図の	とおり	別図の		とおり	別図の		とおり	別図の	とおり	: 別 3 図 0 の		とおり	: 別 : 図 の		į	と別の		t i	: 別 : 図) の		
別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり			別図のとおり		男母のとおり	りとお		別図のとおり			別図のとおり			別図のとおり			別図のとおり		令和元年八月二十七日
	平川		川花ノ木		3	立羽田		江 1	草の人		江草①の入		3	田の平		② (B)	田の平		② (A)	田の平			
畑	大 玖 玖 字 町 郡	畑	大 玖 珠 珲 町	後	大 大 珠 古	玖珠郡	日子	大 玖 玢 珠 珥			改珠 野 野 郡	畑	大 字 野 町	玖珠郡	畑ラ	大字写	玖珠郡	畑力	文字 野	玖珠郡	畑大字戸	ひ 珠町	大分県報
区域	災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域	災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域	災害特別警戒区域及び土砂	土砂災害警戒	区域。	災害特別警戒区域及び土砂	上少災害警戈		受害寺川警戊 土砂災害警戒	区域等	災害特別警戒区域及び土砂	土砂災害警戒	区域等另	災害寺門警伐区域及び土砂	土砂災害警戒	区域等別	泛害芽刂譥伐区域及び土砂	土砂災害警戒	区域災害界別警戒	泛馬寿川隆立区域及び土砂	(告示)
	土石流		土石流		壊地の崩	急傾斜	j	壊 地 急の 値			痩地 急 の 崩	ţ	喪 地の崩	急傾斜	ţ	恵 地の崩	急傾斜	撐	壊 地の崩	急傾斜	埐	地の崩	
	と お り の		とおり		とおり	別図の		とおりの			とおり		とおり	別図の		とおり	別図の		とおり	別図の		とおり	
	別図のとおり		別図のとおり			別図のとおり		5 6 7 7	刊図り 1 3)		別図のとおり			別図のとおり			別図のとおり			別図のとおり			
																							二六

② 小 清 原

内匠⑥

山 中 ②

① 小 清 原

字戸⑤

宇戸④

川3号 川1号 川2号 鳴 川 (A) 杉塚(C) 杉塚(B) 川底川 (B) 出 大 玖 玖 生 字 珠 珠 日 町 郡 大 玖 珠 字 珠 郡 大 玖 珠 字 珠 郡 後 大 玖 玖 字 珠 珠 古 町 郡 出大玖玖 生字珠珠 日町郡 出大玖玖 生字珠珠 日町郡 出大玖玖 生字珠珠 日町郡 大 玖 玖 字 珠 町 郡 大 玖 玖 字 珠 町 郡 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 災害特別警戒区域及び土砂 区域 区域 区域 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 土石流 とおり 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図の 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の 別図の とおり とおり とおり 別図 別図 別図 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 令和元年八月二十七日 のとおり のとおり のとおり ② 代 太 郎 ③ 代 太郎 ① 代 (C) 太郎 ① 代 (E) 太 郎 ① 代 (D) 太郎 ① 代 (B) 太 郎 ① 代 (A) 太 郎 代太郎 杉塚(D) 大分県報 大 玖 玖 字 珠 郡 大字 戸 町 大字戸 玖珠郡 大字戸 大 玖 玖 字 町 郡 畑 大 玖 玖 字 珠 珠 戸 町 郡 大 玖 玖 字 昳 郡 大字古 古 玖珠郡 玖珠郡 玖珠郡 玖 後 畑 珠郡 区域 災害特別警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒 災害特別警戒区域及び土砂 (告示) 災害特別警戒区域及び土砂 区域 区域 区域 区域 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 土砂災害警戒 壊地急の解斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 斜 壊 地 急 の 崩 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 壊 地 急 の 傾 崩 斜 急 傾斜 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の とおり とおり 別図の とおり 別図の とおり 別図の 別図の 別図のとお 別図のとおり 別図のとおり 別図のとおり 別図のとお 別図のとおり 別図のとお 別図のとおり 別図のとお ŋ ŋ 二七

杉塚

鳴川

大分県報
(告示)

令和元年八月二十七日

(B)	円 (A) 徳 野	円 徳 (B) 河 野	② 内 (A) 河 野	(D)	为 可 (C) 注 野	可 (B) 洋	内 ① P 可 (A) ii 野 里	·[]
畑大玖	珠 字珠	珠 字 珠 珠 郡 戸 町 郡				字珠玉 字珠玉	* 字珠珠 字	* 字珠
区域災害特別警戒	上砂災害警戒 災害特別警戒 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒 三域及び土砂 三域及び土砂	区域 災害特別警戒 で主砂	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	土沙災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	と	とかど 医域及び 上がど 手特別警戒
壊地が	急壊地の	急 壊地急	壊 地 急	壊地が	急壊地が	急 壊地急	急 壊地急	壊地質の
とおり	別 図 の り	別 図 め り の	と 別 お 図 り の	とおり	引 図 の お り の	刊 と 別 お B の り の	図 おり	1回 1回 1回 1回 1回 1回 1回 1回 1回 1回 1回 1回 1回 1
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		の	刊図 図 の と お り	刊図の (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	
滝	滝	(B) 井	(A) 井	(B) 井	(A) 井	#:	F	Fi
瀬 (B)	瀬 (A)	原 ③	原 ③	原 ①	原 ①	井 原 ②	石 框 (B)	石 框 (A)
大 玖 玖 字 珠 珠 戸 町 郡	畑 大 玖 玖 字 珠 郡 戸 町 郡			田大 玖 玖 字 野 郡	畑大玖玖 字珠珠 戸町郡	畑大玖玖 字珠珠 戸町郡	畑大玖玖 字珠珠 戸町郡	畑大玖玖 字珠珠 戸町郡
災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 土砂災害警戒	区域及び土砂と場及び土砂の災害警戒	区域 及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 工砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒
壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜	壊 地 急 の 傾 崩 斜
と 別 お 図 り の	と 別 お り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の	と 別 お 図 り の
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

点トと点ナ及び点コ	点セと点テ、	业びに点せ	ぶ直線が	点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、	を結ぶ直線、占	を結ぶ	 別図のとおり	別図の	急傾	土砂災害警戒	野 君	村 才 ①
ぶ直線、点テと点ト	点ツ及び点セを順次結ぶ直線、	称、点ス、	結ぶ直端	(点コと点サを結ぶ直線、	伊予灘海域	伊予	2		息頁半	ニーレくくご言を言义		市へ)
						一禁止			ţ	区域华历警刑	日市日	
健	具会会長 内 田	大分海区漁業調整委員会会長	海区漁	大分				とおり	裏地の崩	災害寺別警戒		2
				八月二十七日	令和元年八月	令和	 別図のとおり	別図の	急傾斜	土砂災害警戒		清田川
			止する。	はえなわ漁業を禁止する。	が浮きはえ	たちうお浮き				垣垣		
により、次のとおり	第六十七条第一項の規定により、		二百六二	和二十四年法律第二百六十七号)	(昭和)	漁業法(昭			壊	災害特別警戒		
			号	調整委員会告示第一号		大分海区漁業	別図のとおり	と 別 り の	地の崩	区域及び土砂	玖珠郡	① 清 田 川
	○大分海区漁業調整委員会告示	業調整	区漁	○大分海			;)	į	区域等		
								} }	裏 垻	災害特別警戒		
				区域客房警刑			別図のとおり	2別の	急傾斜	土砂災害警戒	久 珠 群 郡	小野①
			喪地の崩	災害寺門警戍区域及び土砂	于町					区域		
	別図のとおり	別図の		土砂災害警戒	郡	石飛		1	壊り	災害特別警戒		
				区域等另警刑	E		別図のとおり	と 別 お 図 り の	地領部			鬼 丸 (B)
	別図のとおり	- B - B - B - B - B - B - B - B - B - B	痩地 急 の 解 斜	と言辞川警成区域及び土砂工砂災害警戒	大 玖 玖 字 珠 珠 日 町 郡	川 底 (B)			壊	災害特別警戒		
				区域			另図のとおり	とおりの	地の崩	区域及び土砂土砂ジ書警戒	玖珠町	見 タ
			壊ょ	災害特別警戒			2		其	三少くごを記入		r)
	別図のとおり	別図の	地領斜	ヹ 彧及び上沙 土砂災害警戒	久 玖 朱 郡	川 底 (A)		3	壊り	災害特別警戒	大 3 字 5 戸	
				区域。	E		別図のとおり	と 別 お 図 り の	地領別解	区域及び土砂土砂災害警戒		中釣①
	別図のとおり	B B B B B B B B B	地急の解解	と 手川 季式 区域及び土砂 土砂災害警戒	、 玖 珠 珠 川 町 郡	柿 木 ②			壊	区域 災害特別警戒	畑 大字戸	
				区域災害特別警戒	B		別図のとおり	と 別 お 図 り の	地の解斜	区域及び土砂		中釣②
	別図のとおり	お別別の		区域及び土砂と	町郡	(B) 柿 木 ①			壊	区域 災害特別警戒		
				区域災害特別警戒	Н		別図のとおり	と 別 お 図 り の	地の斜	区域及び土砂土砂災害警戒		戸畑
	別 図 の と お		壊地急壊の傾崩斜	び ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	大 玖 玖 出 大 王 字 珠 珠 生 字 日 町 郡	(B) 柿 木 ①	別 図 の と お り り	かりの	斜 崩斜	急 壊地急		土 (区域 災害特別 警戒 (税) (税) (税) (税) (税) (税) (税) (税)

(A)

出大玖生字町

区域 災害特別警戒 区域及び土砂

壊地の崩

とおり

畑

区域

令和元年八月二十七日

大分県報(告示・大分海区漁調委告示)

と点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた海域をいう。)

点ナ 点 卜 点テ 点セ 点コ う。)並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域 のうち、伊予灘協定東部海域 禁止期間 令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで 線との交点 線との交点 線との交点 との交点 千メートルの線との交点 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートル 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートル 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点 点クから点カ見通し八千メートルの点 点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点 点ケから点シ見通し八千メートルの点 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートル 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線 点エから点ウ見通し八千メートルの点 大分県大分市関崎 点オから点ウ見通し五千メートルの点 点ウから点エ見通し八千メートルの点 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台 山口県熊毛郡上関町祝島東端 山口県熊毛郡上関町祝島西南端 山口県熊毛郡上関町祝島北西端 山口県熊毛郡上関町小祝島西端 大分県東国東郡姫島村姫島灯台 大分県国東市安岐埼沖灯浮標 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台 (伊予灘海域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をい 要と認めた場合は、この限りでない。 区域においてあさりの採捕を禁止する。 1 字佐市地先の次のイ、 2 宇佐市地先の次のホ、へ、 あさりの採捕禁止区域 点ヌ 点ホ 点口 線によって囲まれた区域 点リ 点へ 北緯三十三度三十四・八八一分、 令和元年八月二十七日 線によって囲まれた区域 よって囲まれた区域 よって囲まれた区域 豊後高田市地先の次のワ、 豊後高田市地先の次のリ、 北緯三十三度三十四・八七七分、 北緯三十三度三十四・八四七分、 北緯三十三度三十四・七八七分、 北緯三十三度三十五・〇四一分、 北緯三十三度三十四・九一〇分、 北緯三十三度三十四・八〇五分、 北緯三十三度三十五・〇三九分、 北緯三十三度三十五・〇三四分、 北緯三十三度三十四・九〇二分、 北緯三十三度三十五・〇六四分、 北緯三十三度三十五 Ц, (分海区漁業調整委員会会長 〇六二分、 東経百三十一度二十四・八七一分 東経百三十一度二十・九六九分

大分海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 次に掲げる

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必

内 田

健

ハ、ニ及びイの各点 (世界測地系)を順次に結んだ直線に

東経百三十一度二十・九〇八分

東経百三十一度二十・九五八分

北緯三十三度三十四・八三三分、東経百三十一度二十・八九六分

ト、チ及びホの各点 (世界測地系)を順次に結んだ直線に

東経百三十一度二十・九三六分

東経百三十一度二十・九八九分

東経百三十一度二十・九八八分

東経百三十一度二十・九三三分

ヌ、ル、ヲ及びリの各点 (世界測地系)を順次に結んだ直

北緯三十三度三十四・九九九分、東経百三十一度二十四・八八二分

北緯三十三度三十五・○一二分、東経百三十一度二十四・九三八分

東経百三十一度二十四・九一九分

北緯三十三度三十五・〇二七分、東経百三十一度二十四・八七八分

カ、ヨ、タ及びワの各点 (世界測地系)を順次に結んだ直

東経百三十一度二十四・八七八分

東経百三十一度二十四・九一五分

東経百三十一度二十四・九一二分

要と認めた場合は、この限りでない。 要と認めた場合は、この限りでない。 あさりの採捕を禁止する。 かく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。 大分海区漁業調整委員会告示第四号 大分海区漁業調整委員会告示第三号 点へ ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必 漁業法 よって囲まれた海域 ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必 禁止期間等 禁止期間 令和元年八月二十七日 令和元年八月二十七日 次に掲げるイ、ロ、 ただし、令和元年十月十六日から同月三十一日までの間については終日 令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出まで。 令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで 号)から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点 事項等(海面)(平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第五十八 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識(共同漁業の免許の内容たるべき 豊後高田市と国東市との境界の標識 点へから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点 中津市山国川山国橋右岸下流端 山国川山国橋の下流側中央 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十七条第一項の規定により、次のとおり (昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 (平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第六十一号) ハ、ニ、ホ及びへの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線に 大分海区漁業調整委員会会長 (共同漁業の免許の内容たるべき事項等 内 田 次のとおり 健 海 とおり令和元年度職業訓練指導員試験を実施する。 点ハ 2 1 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、 点へ 豊後高田市と国東市との境界の標識(共同漁業の免許の内容たるべき事項等 よって囲まれた海域 禁止期間 試験区分 禁止区域 試験の科目 る免許職種 令和元年八月二十七日 次に掲げるイ、ロ、 行う免許職種 令和元年十月一日から令和二年九月三十日まで 学科試験のうち、指導方法のみについて試験を行う免許職種 和裁科 学科試験のうち、関連学科(系基礎学科及び専攻学科)及び指導方法について試験を 職業能力開発促進法施行規則 号)から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点 事項等(海面)(平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第五十八 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点 点へから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点 中津市旧小祝漁港突堤の先端の跡に設置した標識(共同漁業の免許の内容たるべき 中津市山国川山国橋右岸下流端 山国川山国橋の下流側中央 (平成二十五年大分県告示第三百三十一号)で規定する基点第六十一号) (前記1の免許職種を除く。) 公公 大分海区漁業調整委員会会長 二、ホ及びへの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線に (昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げ 告 学 大分県知事 科 試 広 内 験 0 瀬 田 科 勝 目 次の 貞 健 海

大分県報

(大分海区漁調委告示・公告)

租
π
年
バ
月
_
$\overline{+}$
_ 十 七
一十七日
τ

和 裁 科 免許 職 種	実技試験の科目	3 2 1 3 2 1 3 2 2 4 数 4 数 4 数 4 数 4 数 4 数 4 数 4 数	令和元年八月二十二 事攻学科 事攻学科	訓 教 職 指 ¹ 棟 科 業 生 指 訓 導 の 導 練	大分県報一大分県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県報ース・大力県和大力県和大力県和大力県和大力県和大力に対象を表現している。
免許職種	の 科	学	字 専攻学科	導 方	二十条第三項 台大学校の長 た者と同等以
和裁科		縫製法	2 1 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	教科指導法職業訓練原	里こ周 1、豆用髪皮果呈り旨掌三髪皮
和裁科		3安全衛生	2被服学	訓練生の	了し、職業訓練指職種に関し、短期
種の他の免許職				5職業訓練関係法規4生活指導	だり はいけい できない と 職業能力開発総合大学校の関連学科に合格した者と同等
三 受験資格					(職業能力開発促進法第三十条第三項に定める職

識	職	技免		,	四、	Ξ	種そ	和			
業訓練指導員試	職業訓練指導員免許を受けた者	技能検定に合格し免許職種に関し、	免除を	おりとする。	学斗式倹の4 () 対る	試験を受ける受験資格	種の他の免許職	和裁科			免許職種
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導	沿許を受けた者	たー	免除を受けることができる者	- SE 0 420	部又は一部の色合	る。試験を受けることができる者は、受験資格					実技試験の科目
試験のうち指導		者級の技能検定又は単一等級の	る者	P Z	ボビヌナることが			3安全衛生	1裁縫知識	系基礎学科	関連
	系基礎学科に限る。練指導員試験に係る系基礎学科(当該免済基礎学科)のうち指道	学科試験のうち関連学科	免除		学斗式倹り全部又よ一部の色余を受けることができる皆及がその色余の範囲よ、試験の免除	促進法第三十条第		2被服学	1 和	専攻学科	学科
育予・フトン 、	系基礎学科に限る。)練指導員試験に係る系基礎学科と同一の練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓学科試験のうち指導方法及び関連学科の	連 学科	の範囲	1	色余り範囲は、欠りに	職業能力開発促進法第三十条第三項各号に掲げる者と	5職業訓練関係法規4生活指導	3訓練生の心理	1職業訓練原理	打造力	拿
	の免除を受けることができる者の欄に掲げる者許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免	る学科を修めて卒業した者 る大学又は高等専門学校において免許職種に関す 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)によ	7	安哉巻川東上多了して音 免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高	度職業訓練を修了した者免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高	(単美育プ博列の資産を受けることができる者に限業訓練指導員試験を受けることができる者に限	- (歳業宅り開発足進去尊三十条尊三頁こ言りる哉有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を	を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練	を受けることができる者に限る。)	」進法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験開発総合大学校の長が認める者(職業能力開発促	
6	同表の免除の範囲の欄に掲げる試験	学科試験のうち関連学科		学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科		学科試験のうち関連学科				学科試験のうち指導方法

衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓 練指導員試験にあっては、学科試験のう 七 受験申請手続

1 受付期間及び受付時間

受付期間

(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科試験のうち関連学科の系基礎学科

学科と同一の系基礎学科に限る。)

令和元年九月二日(月曜日)から同月二十日(金曜日)まで

なお、郵送により申請書を提出する場合は、令和元年九月二十日(金曜日)の消印

受付時間

のあるものまで受け付ける。

練指導員試験において学科試験のうち指導方法に短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓

学科の系基礎学科に合格した者

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連

科試験のうち関連学科)に合格した者

ち関連学科)

工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学

科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学

は専攻学科(フォークリフト科、建築物

学科試験のうち関連学科の系基礎学科又

六

試験の場所

大分市大字下宗方千三十五番地の一

大分職業訓練センター

(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉

方法に合格した者

+ + 九 八 3 2 1 2 4 3 2 に、大分県のホームページに登載し、本人宛て書面で通知する。 1 を交付する。 受験票の送付 合否判定の基準 令和元年十一月十二日(火曜日)に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するととも 合格者の発表 限り合格とする。 次の各号のいずれかに該当する者は、 り合格とする。 受験申請書の受付後、 試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、 その他 上欄に掲げる者に該当することを証する書面 び受験票に貼り付けること。)、受験資格を有する者であることを証する書面及び学科 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について、満点の六割以上の得点があり、か 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合は、指導方法に限 詳細については、大分県商工観光労働部雇用労働政策課(電話○九七―五○六―三三 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者 禁錮以上の刑に処せられた者 成年被後見人及び被保佐人 受験申請書類 受験手数料 書類の提出先 学科試験 三千百円 次に掲げる額の手数料を大分県収入証紙で納付すること。 受験申請書、 大分市大手町三丁目一番一号(郵便番号八七〇―八五〇一) 当該学科の科目の全てについて、満点の五割以上の得点がある場合は、当該学科に 大分県商工観光労働部雇用労働政策課 午前九時から午後五時まで 写真二枚 大分県商工観光労働部雇用労働政策課において審査の上、受験票 (申請前六箇月以内に正面脱帽で撮影したものを受験申請書及 試験を受けることができない。 四四 試験の免除」の表の 項の規定により、次のとおり九州防衛局長から公共測量の実施について通知があった。 項の規定により、 項の規定により、 三 \equiv いて通知があった。 て通知があった。 測量法 測量法 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第 作業の種類 作業の期間 作業の地域 作業の期間 作業の地域 大分市 豊後高田市呉崎地内 公共測量(基準点測量、 作業の種類 令和元年八月二十七日 公共測量(三級及び四級基準点測量、 令和元年八月二十七日 令和元年七月二十四日から同年十二月十七日まで 令和元年八月二十七日 用労働政策課に連絡すること。 令和元年八月一日から同年十月十一日まで 受験申請後、 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一 次のとおり九州地方整備局大分河川国道事務所長から公共測量の実施につ 次のとおり九州農政局西国東海岸保全事業所長から公共測量の実施につい 住所、 勤務先等に変更があった場合は、 路線測量、 現地測量 用地測量 大分県知事 大分県知事 大分県知事 直ちに大分県商工観光労働部雇 広 広 広 瀬 瀬 瀬 勝 勝 勝

貞

貞

三〇)に問い合わせること。

作業の種類

貞

<u>-</u> 二 三 三 七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。 て通知があった。 項の規定により、 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一 1 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百 競争入札の参加者資格 作業の地域 調達をする物品等の種類 作業の期間 作業の地域 作業の期間 日田市友田付近 作業の種類 高性能マイクロフォーカスX線CTシステム 令和元年八月二十七日 公共測量(三級基準点測量) 令和元年八月二十七日 日田市大字川下 公共測量(基準点測量、 令和元年八月一日から令和二年三月十三日まで 令和元年八月五日から同年十二月十三日まで 必要な資格(平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。)第八条第 る者に該当する場合 競争入札に参加することができない場合 項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過して 地方自治法施行令 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に 次のとおり九州地方整備局筑後川河川事務所長から公共測量の実施につい (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定す 水準測量、現地測量、 大分県知事 大分県知事 路線測量 広 広 瀬 瀬 勝 勝 貞 貞 Ŧi. 四 三 2 2 1 2 1 3 1 (Fi.) (四) 令和二年十月一日以後、

- (\equiv) 営業に関し、許可、 認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合
- 県税を滞納している場合
- 営業年数が一年未満の場合
- じ。)である場合 う。以下同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が 経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同 定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団 よる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規 経営者等(法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその 支配人又は営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員に (同条第二号に規定する暴力団をい
- 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- 申請の方法

申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査

申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇—八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七 (五〇六) 二九五六

申請の時期

申請者が期日以降に申請を希望する場合は、 合わない場合がある。 令和元年八月二十七日(火曜日)から同年九月十三日(金曜日)までとする。なお、 その後も随時に受け付けるが、入札に間に

- 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

更新手続

格の審査の申請(毎年七月に申請受付)により行うものとする。 入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資

- 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
- 申請書の交付場所
- 三の2に同じ。
- インターネットによる入手

六 入札参加資格の取消し等 大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html

- 競争入札に参加させないことがある。事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて1─入札参加資格を取得した者が次の○から四までのいずれかに該当する場合、その他知──
- 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- に該当すると判明した場合 二の1の競争入札に参加することができない場合の一から穴までの事由のいずれか
- 入札参加資格取得後に判明した場合 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争
- 四 競争入札参加資格を有する者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上
- その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、

の利益を与えたと判明した場合

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年8月27日

大分県知事 広 瀬 勝

灬

競争入札に付する事項

 $\widehat{\Xi}$

調達をする物品等の種類

高性能マイクロフォーカスX線CTシステム

(2) 納入期限

令和2年3月13日(金)

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め、

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。

- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
-) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約 等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間大分県物品等電子入札システム(以下「物品等電子入札システム」という。)により入札参加申請を、令和元年8月27日(火)午前10時から同年10月4日(金)午前10時までに行うこと

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書(大分県物品等電子入札システム運用基準(以下「運用基準」という。)様式第6号)」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和元年10月4日(金)午前10時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により下記提出先に提出すること。

提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2964

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

令和元年8月27日(火)から同年9月13日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法

大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けるこ

URL http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html

(3) 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2956

契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班

4

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2964

契約条項を示す場所及び日時

_Ω

大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和元年10月9日(水)まで入札 14 説明書を掲載することにより契約条項を示す。

物品等電子入札システムの利用

6

本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定め

るもののほか運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期 限までに提出すること。

- 7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通 貨 日本国通貨
- 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間

 ∞

入札参加申請が承認された時から令和元年10月9日(水)午前10時まで

- 9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限
- 1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班
-) 提出期限 令和元年10月9日 (水) 午前10時までに必着のこと。
- 10 物品等電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和元年10月9日(水)午前10時30分

. 11 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

12 入札保証金に関する事項

見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

13 契約保証金に関する事項

契約予定総額(契約単価に契約予定数量を乗じた金額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- 3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- 最低制限価格に関する事項

15

定しない。

- 16 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内

					~~~~	······································	***************************************		
					とおりとする。	のとおりとする。	右から二	下	Ξ
					正	誤	行	段	ページ
					小第六十六号(指定予定保安	)中の訂正	十一日付け大分県麹	記年六月十	林)中の訂正令和元年六
					とおりとする。 間伐その他特別の場合	のとおりとする。 間伐に係る森林は、次	左から八	下	=
					正	誤	行	段	ページ
					小第六十四号(指定予定保安	)中の訂正 令和元年六月十一日付け大分県報第一一号に登載の大分県告示第六十四号	十一日付け大分県超	11 年六月十	林)中の訂正令和元年六
						誤	Œ.		
						,			TEL
						nent 1 city 870-8501	3-1-1 Ohte-machi, Oita cii	2 Fre	01ta 3-1-
						ivision	Manage	rty	Pro
						Address	Bureau	Management	(3) Ma
						2019	a.m. 9 Oct , 20	10:00 a	10
							nit for tender	Time limit	(2) Ti
					raphy System	High Performance Micro Focus X-ray Computed Tomography System	ormance Micro Fo	gh Perf	(1) Hig
とおりとする。	のと おりと できる							nary	18 Summary
の 、 武成に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	三 間伐に係る森林は、次	左から十四	下	1	<b>『する協定の適用を受ける。</b>	世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。		この調達は、	50
			,					吾	17 사の街
正	誤	行	—— 段	ページ		L者決定を行う。	電子くじによる落札者決定を行う。	において、冒	におい
			訂正	林)中の訂正	t、物品等電子入札システム	落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システム	るべき同価の入札を	札となる	(2) 落7
小第六十九号(指定予定保安	月十四日付け大分県報第一二号に登載の大分県告示第六十九号	十四日付け大分県契		令和元年六	\$ 6°	って入札を行った者を落札者とす	最低の価格をもって		の価格で、